

# 一般社団法人日本地質学会理事会規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本地質学会定款（以下定款という）第51条に基づき定める。

### (規則の変更)

第2条 この規則の変更は、理事会の議決によって行い、総会に報告する。

## 第2章 役員を選任

### (会長、副会長、執行理事の選任)

第3条 理事会は、役員改選後の第1回理事会において、会長および副会長候補者を選任する。

2 理事会は、理事の互選により、執行理事を選任し、執行理事の中から常務理事ならびに副常務理事をそれぞれ1名選任する。

3 理事会は、前項により選任された会長、副会長、常務理事・副常務理事ならびにその他の執行理事を、定款第33条に基づき総会に報告する。

4 執行理事に欠員が生じた場合には、理事会の互選により補充する。補充執行理事の任期は前任者残任期間とする。

### (理事会議長・副議長の選任)

第4条 理事会は、会長、副会長および執行理事以外の理事の中から議長1名、副議長1名を互選により選出する。

2 議長および副議長の任期は1年とし再任はさまたげない。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときにはその職務を代行する。

## 第3章 理事の職務権限等

### (執行理事の特命ならびに担当職務)

第5条 理事会は、執行理事が業務の執行を担当する事業部会と業務委員会の担当職務を指定する。

2 理事会は、必要に応じて執行理事に特命職務を指定できる。

3 執行理事の特命ならびに担当職務は、理事任期中とする。

### (執行理事の職務権限)

第6条 執行理事は、特命ならびに担当業務の執行にあたっては理事会議決内容に沿ってこれ

を行い、理事会の議決を要する業務の執行は行わない。業務の執行状況ならびに結果は随時執行理事会および理事会に報告する。

2 執行理事全員に対し執行理事会に報告すべき事項を通知した場合には、執行理事会への報告を要しない。

(理事の取引の制限)

第7条 理事は、定款第39条第1項各号に定められた取引を行う場合には、以下の各号に従い理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(1) 理事は、理事会に対し取引の内容、取引の当事者、その取引と学会ならびに学会の事業との関係、取引を行おうとする理事と学会の利益相反に関する内容などの重要な事実を開示しなければならない。

(2) 理事会は報告を受けて直ちに審議を行い、その取引の諾否を決める。取引を行おうとする理事は、理事会の審議の場で詳細な説明を求められた場合にはそれに答えなければならない。

(3) 承認を得た取引について、これを行った理事は、その結果を直近の執行理事会に報告するとともに理事会に報告する。

2 事前に理事会の承認を得ずに行われようとする定款第39条第1項各号に定められた取引は、いかなるに理由によっても学会はこれを行わず、追認も行わない。

## 第4章 執行理事会

(構成)

第8条 理事会は、業務を執行するために執行理事会を設置する。執行理事会は、会長、副会長、常務理事、副常務理事ならびにその他の執行理事により構成する。

(招集および開催)

第9条 執行理事会は、定例日を定めて会長が招集し、年10回程度開催する。

2 執行理事会の構成員が議題を定めて執行理事会の開催を要請した場合、会長は臨時執行理事会を招集する。

3 執行理事会の審議の一部は、会長が認める場合には電磁的方法により行い、審議に加わることのできる執行理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、議決することができる。その結果は直近の執行理事会議事録に記録されるものとする。

4 事前に傍聴を希望した会員は、執行理事会に陪席することができる。また、執行理事が必要とし会長が認める者を招聘することが出来る。

(定足数および議決)

第10条 執行理事会は、構成員の3分の2の出席をもって開催が成立する。

2 執行理事会の議事に対して事前に書面ないし電磁的方法により、意思の表明あるいは委任状を提出した者は出席者と見なす。

(議事範囲)

第11条 執行理事会は、以下の各号に示す事項を議決できない。

- (1) 各事業年度の事業計画および予算案
- (2) 各事業年度の収支決算書および財産目録についての会計監査報告
- (3) 各事業年度事業報告および収支決算報告
- (4) 理事会が設置した委員会などの答申内容
- (5) 名誉会員の推薦，学会表彰等の候補者の決定
- (6) 会員の除籍，除名
- (7) その他理事会専決事項と理事会が設定すること

(運営と報告)

第12条 執行理事会の議長は、常務理事または副常務理事がこれにあたる。両者が欠席の場合には、会長の指名する執行理事がこれにあたる。

2 執行理事会の議決は、議長を除く出席者の過半数をもって決する。

3 執行理事会の議事録は議長以外の者が作成し、執行理事に電磁的方法により回覧の上で、出席者2名の署名を持って確定する。

4 確定した執行理事会議事録は、電磁的方法により速やかに理事会ならびに監事に報告するとともに、ホームページならびにニュース誌により会員に通知する。

## 第5章 理事会の組織

(事業部会)

第13条 理事会は、執行理事会の下につきの事業部会をおく。

- (1) 運営財政部会

学会の事務および財政の運営を担当する。業務委員会として、総務委員会、会計委員会をおく。

- (2) 広報部会

学会のホームページ管理、ニュース誌等の発行を含む広報活動を担当する。業務委員会として、広報委員会をおく。

- (3) 学術研究部会

学会の学術研究，地質学に係る各種基準の策定・整備および国際交流の推進を担当する．業務委員会として，行事委員会，専門部会連絡委員会，国際交流委員会，地質基準委員会，地層名委員会を置く．また，各種研究委員会との連絡，調整を図る．

#### (4) 編集出版部会

学会が出版する地質学雑誌，Island Arc 等の企画編集，関連学会との連絡調整，出版を担当する．業務委員会として，地質学雑誌編集委員会，Island Arc 編集委員会，企画出版委員会をおく．

#### (5) 社会貢献部会

学会が行う地質学の普及・教育活動その他の社会貢献活動を担当する．業務委員会として，JABEE 委員会，技術者継続教育委員会，地学教育委員会，生涯教育委員会をおく．

2 理事会は，各事業部会の担当執行理事を定めて部会長とする．部会長は事業部会を代表・統括する．

3 業務委員会は委員長および若干名の委員から構成され，委員長および委員は正会員の中から部会長の推薦により理事会が選出し，会長が委嘱する．任期は2年とし，再任はさまたげない．

#### (理事会に置くその他の組織)

第14条 理事会は，恒常的な業務運営のためにつぎの組織をおく．それぞれの組織の構成，任務，運営の詳細は理事会が別途定めるとともに，関連する執行理事会の各事業部会，業務委員会と連携して活動する．

(1) 支部長連絡会議

(2) 地質災害委員会

(3) 名誉会員推薦委員会

(4) 各賞選考委員会

(5) 男女共同参画委員会

(6) ジオパーク支援委員会

#### (専門部会)

第15条 定款第65条に基づき，地質学の専門分野の研究を恒常的に推進するために学術研究部会の下に専門部会をおく．

2 専門部会は，理事会の議決により発足する．

3 専門部会は，代表者（専門部会長）と専門部会に属する会員とからなり，専門部会が別途定める規則にしたがい運営される．

4 専門部会が定める規則は理事会の承認を必要とし、専門部会は年度ごとに代表者氏名、連絡先、活動内容と活動方針等必要事項を理事会に報告しなければならない。

5 専門部会の活動において経費を要する場合は、事業計画および予算案を事業年度開始 1 ヶ月前までに執行理事会に提出し、理事会の承認を得ることを原則とする。事業終了後は報告書を提出する。

6 専門部会に入会を希望する会員は専門部会代表者もしくは学会事務局に申し出る。会員は 1 つ以上の専門部会に所属することができる。

7 理事会が当該専門部会の廃止を適当と認めた時には、理事会の議決により、これを廃止することができる。

(研究委員会の設置・承認・解散等)

第 16 条 理事会は、定款第 66 条に基づき必要な研究委員会をおくことができる。会員の要請による場合には、つぎの内容を記した設立趣意書を理事会に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究委員会を必要とする理由
- (3) 研究委員会設置予定期間
- (4) 設置年度の事業と経費予算
- (5) 代表者氏名、連絡先および予定される委員名
- (6) 研究委員会規約案

2 理事会は、設置する研究委員会の担当理事を定める。必要に応じて、正会員の中から委員を選出する。

3 第 1 項第 6 号の研究委員会規約案は、理事会において審議し決定する。

4 研究委員会の設置期間は最大 2 年とし、委員長を含む委員の任期も 2 年とする。

5 研究委員会は、毎年度ごとに事業活動の報告ならびに設置申請事項の変更を理事会に行うものとする。設置から 2 年を経過する委員会は、事業活動の報告とともに以後の研究委員会の継続の有無について、理事会に報告し、承認を得ることとする。

6 研究委員会は、その活動において経費を要する場合は、事業計画および予算案を前年度末までに執行理事会に提出し、理事会の承認を得ることを原則とする。事業終了後は報告書を提出する。

7 理事会は、以下の場合に研究委員会を解散することができる。

- (1) 設置の目的が達成されたとき
- (2) 委員会設置期間が満了となったとき
- (3) 委員長が解散を希望し、担当執行理事が妥当と認めたとき

(4) 委員会が本来の目的を達成しえないと理事会が認めたとき

附則 本規則は2009年4月11日より施行する。